

最低制限価格制度の改正について

1. 概要

市が発注する公共工事等の入札及び契約の適正化を推進するため、最低制限価格制度を改正する。

- ・ 工事及び設計等委託業務における最低制限価格の適用下限額の引き上げ

2. 適用時期

令和 8 年 4 月 1 日以降に公告及び指名通知を行う案件から適用する。

3. 改正内容（詳細）

工事及び設計等委託業務における最低制限価格の適用下限額の引き上げ

現行	改正後
・ 設計金額が 130 万円を超え 1 億円以下の工事 ・ 設計金額が 130 万円を超える設計等委託業務	・ 設計金額が 200 万円 を超え 1 億円以下の工事 ・ 設計金額が 200 万円 を超える設計等委託業務

※総合評価落札方式を適用する工事を除く。